

令和4年第10回

美里町農業委員会総会議事録

第10回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和4年10月25日(火) 午前9時30分から午前10時17分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

3 出席委員(15名)

1 番	佐々木	幸一郎	2 番	福田	なほ子	3 番	鈴木	幸博
4 番	渡邊	雅光	6 番	後藤	幸太郎	7 番	小野	保裕
8 番	我妻	卓美	9 番	片倉	澄子	10 番	遊佐	恭一
11 番	澁谷	正行	12 番	久道	雄悦	13 番	尾形	司
14 番	古内	世紀	15 番	邊見	勝寿	16 番	伊藤	恵子

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 事業計画届出書について
3. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
4. 利用権設定の合意解約による通知について
5. 農地法施行規則第29条第1号による届出について
6. 非農地証明願について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員(3名)

事務局 長 高橋 博喜
事務局次長 野田 浩司
係 長 澤村 拓也

8 会議の概要

事務局長	では、定刻になりましたので、ただいまより令和4年第10回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長に議事進行をお願いいたします。
議長	それでは、これより令和4年第10回美里町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は15名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長より指名いたします。8番我妻卓美委員、9番片倉澄子委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番、農家相談日について、10月21日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告をお願いいたします。
古内委員	報告します。当月の担当は邊見職務代理者、佐々木幸一郎委員、そして私の3名で行いました。相談件数は3件ありました。かいつまんで報告いたします。 1件目、●●の●●さんという方で、これまでずっと練牛新なびれで、8,000平米ほどをこれまで耕作してくれていた、同じく●●の●●さんが、体調不良により引き続き耕作することができないということで解約の申入れがありました。これは今回の議案書の6ページの61番にも出ていますけれども、新しい耕作者を紹介してほしいという要望でした。新なびれは水害に遭いやすいところなので、探すのはちょっと大変かもしれないが何とか少し地域を広めてでも探して、年内に回答したいと説明しております。 続きまして2件目は、●●の●●さんです。練牛の留谷地、下柳などに所有する水田計6筆、1万5,000平米ほどの水田を、今まで借りていた同じく●●の●●さんが体調不良によって耕作できなくなったということなので、代替りの耕作者を探してほしいという内容で、耕作者は鹿島台居住者にこだわらないということでした。これについても、今年中に代替りの人を探して連絡したいと回答しました。 続いて3件目です。町内に住んでいる●●の●●さんの孫の方で、現在は●●に住んでいる●●さん、●歳の若者ですが、現在名取の農業法人に雇われて働き始めてまだ1年目だそうですが、農業に魅力を感じて将来ぜひ農業に就きたいということで、心構え等、どんな準備が必要かアドバイスをいただきたいということで来庁されました。これまで農業高校や実践大学校で学んだ経験はないとい

うことなので、現在の農業法人で稲作等の技術、機械操作方法等の基本をしっかり学んで、経験を積んで身につけるようにというアドバイスをいたしました。その他体験談なども交えながら、独立して就農する際に必要であれば、また相談に来庁されるよう伝えました。

以上です。報告を終わります。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、報告事項２番、事業計画届出書についてを事務局より報告をお願いいたします。

事務局

（報告事項２について、議案書に記載のとおり説明を行った）

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

（なしの声あり）

議長

続きまして、報告事項３番、農地法第１８条第６項の規定による通知について、報告事項４番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告をお願いいたします。

事務局

（報告事項３、報告事項４について、議案書に記載のとおり説明を行った）

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より一括で説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。よろしいですか。

（なしの声あり）

議長

ないようですので、続きまして、報告事項５番、農地法施行規則第２９条第１号による届出についてを事務局より報告をお願いいたします。

事務局

（報告事項５について、議案書に記載のとおり説明を行った）

議長

１０月１４日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

鈴木幸博委員

それでは、農地調査委員会の報告をいたします。

農地調査委員会は、今月も渡邊委員と委員長になりました私鈴木の２名が担当いたしまして、伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局から高橋局長、野田次長の計６名で、１０月１４日に調査を行いました。

報告事項の１番目、農地法施行規則第２９条第１号届出について、番号１につきましては、●●に位置しておりまして、農地の一部に農作業所を設置するものであり、２アール未満の農地を自らの農作物育成のための農業用施設に転用するということであり、許可

を要しない転用に該当しますので、この届出は適正と見てまいりました。

番号2につきましても、●●字●●に位置しておりまして、農地の一部に農機具格納庫を設置するものであります。番号1と同様に、2アール未満の農地を自らの農作物育成のための農業用施設に転用するということであり、許可を要しない転用に該当しますので、この届出も適正と見てまいりました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。が、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項6番、非農地証明願についてを事務局より報告をお願いいたします。

また、10月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(報告事項6について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

鈴木幸博委員

引き続き、私のほうから報告させていただきます。

非農地証明願についての意見ですが、番号12につきましては、●●字●●に位置しており、既に申請地は昭和42年11月30日に許可を得ております。現在も●●●●の敷地の一部として使われておりましたので、宅地の状態であることを確認いたしました。証明書の発行は妥当と判断いたしております。

番号13につきましては、●●字●●に位置しておりまして、申請地は昭和50年12月24日に転用許可を受けておりました。現在も公衆用道路の状態であることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。が、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局	(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了いたしましたので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について審議いたします。質疑はありませんか。
佐々木幸一郎委員	議席番号1番佐々木です。番号26番、27番なんですが、譲受人が総額で265万円の購入があったようですが、経営状況はどのようなになっていますか。
事務局	こちらの方につきましては、今回初めて就農を願い出まして、セカンドキャリアとしてこの土地を購入し農業を始めたいということでございます。
議長	よろしいですか。(はいの声あり) そのほかございませんか。よろしいですか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認め、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、原案どおり許可といたします。
議長	続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について審議いたします。質疑ありませんか。よろしいですか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第2号議案、農用地利用集積計画書審議について賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。

議長	続きまして、第３号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項による意見についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	（第３号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った）
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、ただいまより第３号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項による意見について審議をいたします。質疑ありませんか。よろしいですか。 （なしの声あり）
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第３号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項による意見について賛成の方の挙手を求めます。 （各委員の挙手を確認）
議長	全員賛成と認めます。 第３号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項による意見については、原案どおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構に書類を送付いたします。
議長	続きまして、第４号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。 また、１０月１４日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	（第４号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った）
議長	ありがとうございました。 引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いします。
鈴木幸博委員	それでは、第４号議案の調査結果について意見を申し上げます。 まず、番号１８番につきまして、字●●地区に位置しておりますので、転用目的は共同住宅の建築です。都市計画用途地域内にあることから農地区分は第３種農地となりますので、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。 続きまして、番号１９番につきましても、字●●に位置しており、転用目的は同じく共同住宅建築であります。都市計画用途地域内にあること、１８番と同じですので第３種農地となります。特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。 番号２０番につきましては、●●字●●に位置しており、転用目的は駐車場の設置です。周辺には１０ヘクタール以上の農地が広がっており、申請地はその一角にあります。農地区分は第１種農地と判断いたしました。しかし、第１種農地での転用が認められる要件

であります周辺地域に居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当することや、農地以外の土地が見当たらなかったことから、やむを得ず許可相当と見てまいりました。

番号２１番につきましては、●●字●●に位置しております。転用目的は居宅の建築です。農地区分は鉄道の駅から３００メートル以内にあるため第３種農地となりますので、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

番号２２番につきましては、●●字●●で２１番の隣になるんですけども、この申請は令和２年５月１３日に既に許可を受けておりましたが、住宅を建築した際、境界線を誤認し、越境して隣接地にブロック塀を施工したため、今回、居宅敷地の設置用地として転用するものであります。なお始末書も提出し、反省しており、農地区分は鉄道の駅から３００メートル以内であり第３種農地となりますので、許可相当と見てまいりました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第４号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定について審議いたします。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第４号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定について賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

議長

全員賛成と認めます。

第４号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第10回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議 席 8 番

署 名 委 員
議 席 9 番